

こんなとき	届け出の種類 (届出先)	届け出に 必要なもの
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入 → 第3号 (配偶者の勤務先)	● 年金手帳 (すでにお持ちの方) ● 印鑑
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第1号 → 第3号 または 第2号 → 第3号 (配偶者の勤務先)	● 年金手帳 ● 印鑑
第2号被保険者が60歳になる前に職場を退職したとき	第2号 → 第1号 (町役場)	● 資格喪失証明書 (退職年月日が確認できる書類) ● 年金手帳 ● 印鑑
第3号被保険者の配偶者が会社を退職したとき / 配偶者の扶養から外れ、第2号被保険者にも該当しないとき / 離婚したとき	第3号 → 第1号 (町役場)	● 資格喪失証明書 (扶養から外れた日が確認できる書類) ● 年金手帳 ● 印鑑
第1号被保険者で、より多くの年金受給を希望するとき	付加年金の加入 ※ 毎月の保険料 プラス400円 (町役場)	● 年金手帳 ● 印鑑
	国民年金基金の加入※口数制 (福島県国民年金基金 Tel 0120-65-4192)	左記に問い合わせください
第1号被保険者で、学生、または経済的な理由などで保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例申請 ※ 毎年申請が必要 (町役場)	● 学生証の写しまたは在学証明書(原本) ● 年金手帳 ● 印鑑
	保険料免除・納付猶予申請 ※ 毎年申請が必要 (町役場)	● 年金手帳 ● 印鑑 ※ 失業を理由に申請される場合には、退職年月日の確認できる書類(離職票・雇用保険受給者証の写し)
第1号被保険者で、住所や氏名が変わったとき	住所や氏名の変更届書 (町役場)	● 年金手帳 ● 印鑑
第2号・第3号被保険者で、住所や氏名が変わったとき	住所や氏名の変更届書 (勤務先 ※ 第3号被保険者は、配偶者の勤務先)	● 年金手帳 ● 印鑑 ※ その他、勤務先により提出書類が異なります。

## 後期高齢者医療制度について

☎ 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

### 1. これから75歳以上になる方(手続き不要)

75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度の被保険者になります。誕生日の2週間前までに「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。  
(例) 誕生日が3月10日の方 → 3月10日から加入

### 2. 65歳から74歳までの方で、 一定の障がいをお持ちの方(要申請)

後期高齢者医療障がい認定の申請により、福島県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。なお、以下の該当要件にあてはまる方には、担当係から申請のお知らせを通知します。

- ① 障害基礎年金の1級または2級受給者
- ② 身体障害者手帳の1級から3級所持者
- ③ 身体障害者手帳4級の音声機能または、言語機能の障がい
- ④ 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害の1号、3号または4号
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級所持者
- ⑥ 養育手帳の障害の程度がA(重度)所持者

### 3. 保険証について

保険証は、1人に1枚交付されます。

保険証がすでにお手元にある方につきましては、毎年8月1日に新しい保険証を交付します。

有効期間は、該当する年の8月1日～翌年7月31日までとなります。なお、新しい保険証につきましては、「福島県後期高齢者医療広域連合から白い封筒」で7月下旬頃、お手元に届くように郵送します。なお、「保険証が届いていない」または、「記載内容に誤りがある」といった時は、お手数ですが担当係まで連絡ください。

### Ticket 「介護タクシー利用助成事業」

町は3月1日から、通院に支援の必要な高齢者の自立を支援し、家族の負担を軽減するため、タクシー利用助成券を交付します。

・**対象者** 川俣町の介護保険の被保険者で事業対象者、要支援1、要支援2、要介護1及び要介護2である者のうち、通院のため、バス及び通常のタクシーを利用することが困難であるが、介護タクシーの利用により通院・受診が可能である者

・**助成額利用券** 1枚につき500円、1か月当たり3枚、年間36枚以内(申請翌月から年度末まで)  
※詳しくは保健福祉課健康福祉係(内線1402)、事業対象者、要支援の方は、川俣町地域包括支援センター(Tel 538-2600)、要介護1、2の方は、担当ケアマネージャーにご相談ください。



## 国保・医療・国民年金



国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の手続きに個人番号（マイナンバー）が必要になります！

平成28年1月からの個人番号の利用開始にともない、手続きをする際に個人番号の提示と来庁される方の本人確認が必要となります。

### ● 確認のために持参していただくもの

#### ① 番号確認

対象者（国民健康保険は世帯主と対象者両方）の個人番号カードもしくは通知カード

#### ② 来庁される方の本人確認

来庁される方の顔写真が入っている運転免許証などの官公署から発行された証明書1点もしくは、顔写真が入っていない被保険者証、介護保険証などの公的機関から発行された証明書2点

#### ③ 代理権の確認

※対象者本人以外の方が来庁する場合

対象者本人の被保険者証、年金手帳、委任状（別世帯の方が申請する場合）などの代理権が確認できる書類

## 「こんなとき」は国保の届け出を

☎ 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

春は異動の多い時期です。下の表に該当する異動があったときは、異動のあった日から14日以内に、国保年金係まで届け出をしてください。自動的に切り替わりません。変更があったときは、必ず手続きをお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき	・前住所地の転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険などを脱退したとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	子どもが産まれたとき	・直接支払制度合意文書 ・印鑑・出産費用明細書
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	・保険証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	・国保と職場の保険証 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	・国保と職場の保険証 ・印鑑
	国保加入家族が死亡したとき	・保険証 ・印鑑
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・保険証 ・印鑑
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	・保険証 ・印鑑
	保険証をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき	・使えなくなった保険証 ・印鑑 ・顔写真入りの身分証明書

	こんなとき	届け出に必要なもの
その他	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	・保険証 ・印鑑 ・在学証明書
	交通事故で第三者（他人等）から傷害を受けたとき	・保険証 ※届出をしないと健康保険は使えません。標記担当窓口にご相談ください
	入院などで高額な医療費がかかりそうとき（限度額適用認定証）	・保険証 ・印鑑

## 国民年金の届け出は正しくお早目に

☎ 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

☎ 東北福島年金事務所（Tel. 535-0145）

国民年金被保険者の皆さん、現在ご自分が国民年金の何号に加入しているかご存知ですか？加入の種類は下記の1号・2号・3号と3種類です。就職、退職、結婚などライフスタイルの変化等によって加入の種別が変わるときには、届け出が必要です。

国民年金は、将来自分が受け取る「老齢年金」はもちろん、若くして障害の状態になったときの「障害年金」やお子様を残して一家の大黒柱が亡くなった際の「遺族年金」などのもしもの時に年金が受けとれないということを防ぐため正しい届け出と納付をお願いいたします。



あなたは、何号に加入していますか？

### 第1号被保険者

20歳から60歳までの自営業者・自由業者・農林漁業者・無職などの人とその配偶者・学生（第2号と第3号被保険者に該当しない人）。

※役場に加入の届け出が必要です。



### 第2号被保険者

厚生年金や各種共済年金の加入者。

※勤務先で加入の届け出を行います。

### 第3号被保険者

厚生年金や各種共済年金の加入者（第2号被保険者）に扶養されている20歳から60歳の配偶者。

※配偶者の勤務先に加入の届け出が必要です。

## ★「こんなとき」は国民年金の届出を！

こんなとき	届け出の種類（届出先）	届け出に必要なもの
自営業・自由業者・農林漁業者・無職の方／学生が20歳になったとき	未加入 ⇒ 第1号（町役場）	● 国民年金資格取得届書（日本年金機構から郵送） ● 年金手帳（すでにお持ちの方） ● 印鑑